

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた 制度のあり方について

環境局産業廃棄物対策課
平成29年10月24日

検討部会について

検討部会委員

委員

◎:部会長

区分	氏名	団体名・役職
学識 経験者	◎浅野 直人	福岡大学 名誉教授 北九州市環境審議会 会長
	樋口 壮太郎	福岡大学大学院工学研究科 教授
処理 業者	細川 文枝	北九州商工会議所女性会 理事

特別委員

区分	氏名	団体名・役職
学識 経験者	富永 剛	弁護士法人大手町法律事務所 弁護士
	松永 裕己	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授
排出 事業者	鍵本 広之	電源開発(株)若松総合事務所 所長代理兼施設整備・計画グループリーダー
	高久 健一	新日鐵住金(株)八幡製鐵所 安全環境防災部環境防災室 室長
処理 業者	大庭 明治	ひびき灘開発(株) 事業部長
	岡崎 尚文	(公社)福岡県産業廃棄物協会北九州支部 顧問
	中島 禎宏	(株)新菱 リサイクル・ファイン事業部門 資源リサイクル本部長
その他	林 孝昌	(一社)資源循環ネットワーク 代表理事

オブザーバ

区分	氏名	団体名・役職
その他	小磯 真一	福岡県環境部廃棄物対策課 課長

検討部会について

検討部会開催実績

<第1回> 平成29年6月8日(木)

- (1)本部会の立ち上げについて (2)本市の産業廃棄物処理の現状について (3)国の動きについて
(4)他自治体の動きについて (5)本部会の今後の進め方について

<第2回> 平成29年6月30日(金)

- (1)本市の産業廃棄物処理の現状の補足 (2)本市の経験や強みを踏まえた今後の産業廃棄物処理のあり方イメージ
(3)産業廃棄物処理に係るヒアリング(・シャボン玉石けん(株)・光進工業(株))
(4)排出事業者の抱える課題整理 (5)排出事業者向けの規制的・経済的・自主的手法の検討

<第3回> 平成29年8月8日(火)

- (1)本市の産業廃棄物処理の現状等の補足 (2)本市の経験や強みを踏まえた今後の産業廃棄物処理のあり方イメージ
(3)産業廃棄物処理に係るヒアリング(・TOTO(株)小倉第一工場・(公社)福岡県産業廃棄物協会北九州支部
・(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センター) (4)排出事業者の課題整理
(5)排出事業者向けの規制的・経済的・自主的手法の検討 (6)処理業者の課題整理
(7)処理業者向けの規制的・経済的・自主的手法の検討
(8)枠組み全体での規制的・経済的・自主的手法の検討

<視察> 平成29年8月24日(木)

視察先:新日鐵住金株式会社大分製鐵所 廃棄物管理、環境保全に関する取組の視察

<第4回>平成29年9月14日(木)

- (1)前回のご指摘を踏まえた対応 (2)新日鐵住金株式会社大分製鐵所視察結果概要
(3)産業廃棄物処理分野におけるIoT等の導入可能性についてヒアリング (4)環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方検討部会報告書(案)について (5)個別施策の今後の対応

背景と経緯

資源効率、循環経済が提唱される中、今後の廃棄物政策は、単なる処理ではなく、気候変動、資源確保等、その他課題を包括して進める必要があり、本市の産業廃棄物処理の新しいビジョンとそのための方策を示す。

産業廃棄物を巡る本市の現状

- 本市内からの産業廃棄物排出量は約400万tであり、その再生利用率は46%(全国平均で53%)、最終処分率は6%(全国平均で3%)。不適正処理は年々減少傾向。
- 域外搬入分を含む市内での産廃処理量は500万t(自社処理と処理業者がおおよそ半分ずつ)、そのうち処理業者による域外物の処理が全体のおおよそ4分の1を占める。
- 本市の産業廃棄物処理の許可件数は、収集運搬業が326者、中間処理業が166者、最終処分業が5者であり、処理量ベースで計算すると、約690億円の市場規模。
- 本市では不法投棄監視の他、紛争予防要綱、広域移動要綱や各種報告制度によって、適正処理を確保。また、優良認定要綱によって優良な排出事業者や処理業者を育成。
- 本市では環境未来税を設け、最終処分に対して課税しているが、3R推進上の効果は不明確。
- 国において廃棄物処理法・バーゼル法の改正、循環基本計画の改定等が進行。

本市の強み(○)と今後の課題(▲)

(1) 経験・技術・インフラの観点	
○ものづくりや公害克服の経験、高度な処理技術、インフラとしての最終処分場、港湾をはじめとする物流拠点の存在	▲産業廃棄物処理業は、中小企業が多く、3Rや生産性、労働安全衛生、人材育成等、全体としての底上げが不十分 ▲高い最終処分率・処分場を可能な限り有効利用する必要性
(2) 地域や産業との共生の観点	
○製造業を始めとする多様な産業の集積、市民の環境への理解	▲産業廃棄物排出量の中長期的な低減 ▲産業廃棄物処理業界における人材確保、火災や労働災害の低減、イメージ改善
(3) 国際協力の観点	
○環境国際協力のノウハウ、アジアとのネットワーク	▲国際的な循環資源の争奪や静脈ビジネスの競争激化
(4) 政策の観点	
○エコタウン事業や優良認定、助成制度を通じた業者育成、不適正処理防止のための各種要綱	▲産業廃棄物処理全体の底上げや排出事業者対策の強化 ▲優良認定推進・電子マニフェスト導入・再生品の積極活用などの公共のより積極的な取り組み。 ▲一層の低炭素化や自然共生、災害対応等の推進。

環境首都における産業廃棄物処理高度化に向けた制度のあり方について(パブリックコメント案)

本市の強みと 今後の課題

産業廃棄物処理の方向性

(1) 経験・技術・
インフラの観点

(1) 処理業から総合的な資源・環境産業へ

⇒ 動脈産業の受け皿としての廃棄物処理業から、再生資源等を生み出す「資源産業」、及びトータルでの環境負荷低減や付加価値を生み出す「トータル環境ソリューション産業」へ。

(2) 地域や産業と
の共生の観点

(2) 迷惑施設から地域と共生する産業へ

⇒ 労働安全衛生の向上、地元人材の雇用、人材育成、イメージ改善、災害・エネルギー拠点化を図るとともに、地域の製造業や農林水産業と連携して地域の資源、資金、自然、人材の循環を図る。

(3) 国際協力の
観点

(3) わが国及び世界の資源循環拠点へ

⇒ 北九州産廃ブランドを確立し、地域や国内の産廃を集積して高度処理を行うとともに、海外の廃棄物の受け入れや海外展開等を図る。

(4) 政策の観点

(4) 政策統合による環境首都・SDGsの実現へ

⇒ 国・近隣自治体との連携、製造部門との連携、他の政策分野(経済・防災・労働等)との連携を図り、産廃処理の分野からSDGsや環境首都の実現をリード。

制度見直し等の主な方向性

産業廃棄物処理高度化に向けた4つ方向性を踏まえ、具体的な制度見直し等について、排出事業者向け、産業廃棄物処理業者向け、全体の高度化に向けた取組みに分類し、今後検討を進める。

排出事業者

- **産業廃棄物計画制度の拡充**
現行の多量排出事業者を対象とする産業廃棄物処理計画制度について、対象排出事業者の拡大や計画記載事項の追加
- **原単位の改善を促す措置**
原単位目標を上述の処理計画に記載する等、排出事業者の自主的な取組を促進
- **優良な排出事業者の評価・認定制度**
3R・適正処理(トレーサビリティ)・低炭素化・地域貢献等の様々な観点から優良と判断される排出事業者を評価・認定、効果的なインセンティブの付与
- **適正な処理委託の推進**
適正処理の指針の作成、排出事業者の処理フロー確認の義務化、優良産業廃棄物処理業者への委託の推奨、3Rアドバイザー等の創設、電子マニフェスト導入促進等
- **様々な経済的措置**
環境負荷の低減に資する活動に対する経済的助成、環境負荷を生じさせる活動に対する適正かつ公平な経済的な負担

産業廃棄物処理業者

● 透明性・トレーサビリティの向上

産業廃棄物処理業者側の現場や処理状況の公開、再生までのトレーサビリティを推進するための仕組みや指針の作成 公共部門をはじめとした電子マニフェスト利用促進

● 優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度や指針・ガイドラインの作成

3R・透明性・労働安全衛生・防災・人材育成・雇用・地域貢献等の観点から、優良な産業廃棄物処理業者の評価・公表制度、効果的なインセンティブの付与 環境・労働安全・防災等の観点を盛り込んだ望ましい処理ガイドラインの作成

● 専門性向上・人材育成

業界団体と協働し、産業廃棄物処理に携わる従業員のスキルアップを図るための表彰制度の創設、インターンシップや地元人材への積極的な働きかけ

● 地域での役割発信を通じたイメージアップ

業界団体と協働し、産業廃棄物処理業が地域社会に果たし得る積極的役割を明確化し、その発信を行い、イメージアップ、人材確保や他業種との連携、地域理解等を促進

全体の高度化に向けた取組み

● 再生利用指定制度やグリーン調達による再生利用推進

法に基づく「再生利用指定制度」の積極導入、公共工事分野での再生材利用の促進、民間部門における再生材を利用する排出事業者へのインセンティブ設置

● 最終処分場の有効活用

本市の貴重な空間資産であり、再資源化を推進し、最終処分を可能な限り抑制するための施策、海面処分場の強みを活かした廃棄物の受入、資源貯蔵庫の観点

● 国際資源循環の推進

排出事業者による循環資源としての産業廃棄物の適正輸出や、処理業者による産業廃棄物の輸入及び海外での事業展開などの支援

● ICT・AI・ビッグデータなどの新技術の導入促進

単なる処理技術や運用の改善、人材不足解消に留まらず、透明性の向上を通じた不適正処理の防止や、資源循環の高度化、新たなビジネス創出など様々な便益が考えられる。国の支援を活用しつつ導入を促進。

● 行政手続の電子化・合理化

報告手続の一元化、行政手続の電子化・合理化により、事業者の負担軽減を図るとともに3Rの実態把握や違法行為抽出、マッチング等に活用

● 排出事業者・処理業者・行政等によるマッチング強化や情報共有

排出事業者と処理業者による意見交換や情報共有を行う場や枠組み